

## ストックヤード運営事業者の登録申請等の電子メール提出要領

## 1. 申請先等

申請書等はストックヤード運営事業者の主たる事務所（本社等）の所在地を管轄する地方整備局等の担当部署に送付するものとする（受付開始：令和5年5月26日）。

受付機関	担当部署	電話番号	E-mail
北海道開発局	事業振興部建設産業課	011-709-2311(代)	hkd-ky-stockyard@ki.mlit.go.jp
東北地方整備局	建政部建設産業課	022-225-2171(代)	thr-82stockyard@ki.mlit.go.jp
関東地方整備局	建政部建設産業第一課	048-601-3151(代)	ktr-syard-tourouku@mlit.go.jp
北陸地方整備局	建政部計画・建設産業課	025-370-6571	kensetugyouhou-hokuriku@hrr.mlit.go.jp
中部地方整備局	建政部建設産業課	052-953-8572	cbr-kensanka@mlit.go.jp
近畿地方整備局	建政部建設産業第一課	06-6942-1141(代)	kk-stockyardtourouku@mlit.go.jp
中国地方整備局	建政部計画・建設産業課	082-221-9231(代)	stockyard@cgr.mlit.go.jp
四国地方整備局	建政部計画・建設産業課	087-811-8314	skr-88stockyard@ki.mlit.go.jp
九州地方整備局	建政部建設産業課	092-471-6331(代)	qsr-stockyard@ki.mlit.go.jp
沖縄総合事務局	開発建設部建設産業・地方整備課	098-866-0031(代)	(書面受付のみ)

窓口開設：令和5年5月15日

## 2. 電子メールによる送付時の注意

電子メールは本文及び添付ファイルの合計サイズは20MB以下とする。

また、電子メールのタイトルには送付内容及び申請者名（法人名等）を記載ください。

例【新規／変更／更新】運営事業者登録申請（●●●●（株））

【報告】土砂搬入搬出管理年報（●●●●（株））

## 3. 添付書類のデータ形式等

## (1) 新規及び更新登録申請、変更届

種類	様式名	提出方法
①申請書兼変更届出書等	別記様式一号(1)(2)	申請書ファイル内
②誓約書	別記様式二号	申請書ファイル内
③身分証明書（破産者に該当しない）	—	スキャンデータ等
④役員の住所等に関する調書	別記様式三号	役員等調書ファイル
⑤登記事項証明及び定款	—	スキャンデータ等
⑥法定代理人の登記事項証明	—	スキャンデータ等
⑦許可証等の写し	—	スキャンデータ等
⑧土砂搬入搬出管理票（新規）	別記様式四号	土砂搬入搬出管理票ファイル

注1) 変更届（変更を伴う更新申請を含む）にあつては、①及び当該変更に係る②から⑦を添付することで可。

注2) スキャンデータ等はPDF、JPG、TIFFのいずれかのデータ形式とすること。

なお、提出前に文字等が判読可能なことを確認しておくこと。

注3) ファイル名等の例、スキャンデータ等は種類別に1つのファイルにまとめるか、ページごとにファイル名の番号に枝番を付すこと。

- ・申請書（Excel データ） → 01 申請書ファイル（会社名等）（※）
- ・住民票（スキャンデータ） → 02 身分証明書
- ・役員の住所等に関する調書（Excel データ） → 03 役員等の調書（※）
- ・登記事項証明及び定款（スキャンデータ） → 04 登記事項証明及び定款

- ・法定代理人の登記事項証明（スキャンデータ） → 05 法定代理人
  - ・許可証等（スキャンデータ） → 06 許可証等
  - ・土砂搬入搬出管理票（Excel データ） → 07 土砂搬入搬出管理票（※）
- ※Excel 形式で送付すること

## （2）土砂搬入搬出管理年報報告

種類	様式	提出方法
土砂搬入搬出管理年報	別記様式五号	土砂搬入搬出管理年報ファイル

注1) ファイル形式は Excel 形式とする

注2) ファイル名は 報告年月日＋土砂搬入搬出管理年報(運営事業者名) とする。

例 20230626 土砂搬入搬出管理年報 (●●●● (株))

## （3）廃業等届

種類	様式	提出方法
廃業等届出書	別記様式六号	廃業等届出書

注1) ファイル形式は Excel 形式又は PDF 形式とする

注2) ファイル名は 報告年月日＋廃業等届出書(運営事業者名) とする。

例 20230626 廃業等届出書 (●●●● (株))

## （4）その他

以下の報告等について様式は特に定めていないため適宜提出

- ・規程第7条第2項に基づく報告
- ・規程第17条第3項に基づく報告又は資料提出